

田沢湖・角館・西木

合併協議会だより

平成16年10月10日発行

Vol.12



第16回 田沢湖・角館・西木合併協議会

町名・字名の取扱いについては、仙北市の次に「田沢湖」「角館町」「西木町」を付することに、決定されました。

第16回合併協議会が、9月24日（金）午後1時30分から、角館広域交流センターを会場に開催されました。

今回の協議会では、継続協議となっている「町名・字名の取扱いについて」と第15回協議会で提案された協議案2件についての協議が行われました。

町名・字名の取扱いについては、田沢湖町が「田沢湖」を、角館町が「角館町」を、西木村が「西木町」を仙北市の次に付することに、決定されました。

また、第6回臨時合併協議会が9月13日に、第7回臨時合併協議会が10月5日に開催され、新市建設計画の素案について、協議が行われました。

第16回 合併協議会の報告・協議
・提案事項について

協議の結果は、次のとおりです。

【協議事項】

協議案第四十九号（継続協議）…

「町名・字名の取扱いについて」

（協議結果）

始めに、三町村長から、各町村の最終の協議結果が報告されました。それに基づき、協議を行った結果、各町村の意向通り決定することで、確認されました。

田沢湖町

仙北市の次に田沢湖を入れる。
（町は付けない。）



（例）仙北市田沢湖田沢字高屋

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後
仙北市田沢湖神代字野中清水

角館町

仙北市の次に角館町まちを入れる。

（例）仙北市角館町細越町

仙北市角館町東勝楽丁

仙北市角館町岩瀬町

大字の岩瀬を外す。

（例）仙北市角館町上菅沢

仙北市角館町水ノ目沢

仙北市角館町西野川原

大字の白岩ま久内まの白岩を外し、
久内とする。

（例）仙北市角館町久内下夕町

仙北市角館町久内舟場

小字の前の「字」を外す。

（例）仙北市角館町山谷崎栗田

仙北市角館町雲然荒屋敷

仙北市角館町園田板井村

但し、山谷川崎字川崎、山谷川崎
字川崎袋、山谷川崎字山谷、川原
字川原、八割字八割の五箇所につ
いては、大字小字が重なるので間
に字を入れる。

（例）仙北市西木町上まち松木内字大地田

仙北市西木町上荒井字古堀田

大字下松木内の「下」を外し、

大字下松木内の「下」を外し、

大字下松木内の「下」を外し、

大字下松木内の「下」を外し、

大字下松木内の「下」を外し、

大字下松木内の「下」を外し、

大字下松木内の「下」を外し、

大字下松木内の「下」を外し、



松木内とする。

（例）仙北市西木町松木内字松葉

協議案第五十六号…

「一部事務組合等の取扱いについて
（その二）」

（協議結果）

調整案のとおりとすること、確
認しました。

協議案第五十七号…

「農林水産関係事業の取扱いにつ
いて」

（協議結果）

調整案のとおりとすること、確
認しました。

調整案のとおりとすること、確
認しました。

調整案のとおりとすること、確
認しました。

調整案のとおりとすること、確
認しました。

調整案のとおりとすること、確
認しました。

調整案のとおりとすること、確
認しました。

提案事項（次回協議事項）
協議案第五十九号…

「社会福祉協議会の取扱いについて」

社会福祉協議会については、それ
ぞれの事情を尊重しながら、合併を
支援します。

社会福祉協議会は現在三町村に一
つつ設置されていますが、社会福
祉法第九十九条第一項において一市町
村に一つとなっていますので、一つ
に合併する必要があります。

現在三つの社会福祉協議会では、
合併協議会をつくり、協議を重ねて
います。

社会福祉協議会への事業委託につ
いては、社会福祉協議会の事情を尊
重しながら、調整に努めます。

（主な単独事業及び補助事業）

・心配ごと相談事業

・ネットワーク活動推進事業

・福祉教育活動事業

・在宅支援事業（防火診断、巡回相
談）等

（主な委託事業）

・生きがい活動通所支援事業

・ふれあい安心電話（緊急通報シス
テム整備事業）

・ホームヘルパー派遣事業（自立支
援・精神・在宅生活支援）等

・ホームヘルパー派遣事業（自立支
援・精神・在宅生活支援）等

・ホームヘルパー派遣事業（自立支
援・精神・在宅生活支援）等

・ホームヘルパー派遣事業（自立支
援・精神・在宅生活支援）等

・ホームヘルパー派遣事業（自立支
援・精神・在宅生活支援）等

第6回

臨時合併協議会の
 協議事項について

九月十三日、午後一時三十分から第六回臨時合併協議会が、西木村総合開発センターを会場に開催されました。

今回の協議会では、継続協議となっている協議案第五十号「保育事業の取扱いについて」の一件について協議が行われました。

また新たに新市建設計画（素案）が提案されました。

協議の結果は、次のとおりです。

【協議事項】

協議案第五十号（継続協議）

「保育事業の取扱いについて」（協議結果）



調整案のとおりとすること、確認しました。

【提案事項（次回協議事項）】

協議案第五十八号

「新市建設計画（素案）について」事務局より新市将来構想を基に、作成された新市建設計画の素案が提案されました。

この計画は、「観光産業を活かした北東北の拠点都市をめざして」を新市の将来像として、次の四つの大きな柱をまちづくりの施策としています。

観光産業を活かした北東北の「交流拠点都市」

さまざまな交流でつくる「生活文化都市」

観光や暮らしの中で人の行き来を

さかんにする交通の整備
 まちづくりをサポートする行財政の改革

計画の期間は、平成十七年四月から平成二十七年三月までの十年間を見通したものとなっています。

四・五ページに新市建設計画（素案）の主要施策の要約図を掲載していますので、ご覧ください。

第7回
 臨時合併協議会の
 協議事項について

十月五日、午後一時三十分から第七回臨時合併協議会が、田沢湖町総合開発センターを会場に開催されました。

今回の協議会では、継続協議となっている協議案第五十八号「新市建設計画（素案）について」の一件について協議が行われました。

協議の結果は、次のとおりです。

【協議事項】

協議案第五十八号

「新市建設計画（素案）について」（協議結果）

九月十三日の第六回臨時協議会で提案された新市建設計画の素案について、各委員から「現在の人口を減らさないための施策を考えるべきではないか。」「住民税の減収等が進

む中、新市の新たな税収の増を見込む政策はないのか。」「故郷を離れて暮らしている方々を受け入れ、人口の増につなげるような考えはないのか。」「教育、子育て支援等の施策の部分の内容が少ないのではないか。」「冬季観光を充実させ、通年観光に結びつくような計画を造っていくべき。」「等多岐にわたる意見、要望が出されました。

なお、この案件については、今回出された要望や意見、また県との事前協議により指摘された部分について、修正を加え、二十二日開催の第十七回合併協議会に提案することとし、継続協議となりました。



北東北の拠点都市をめざして

さまざまな交流でつくる「生活文化都市」

○歴史と文化が息づくまちづくり

- 文化資産・景観の整備と保存
- 埋もれている有形・無形の文化資産の調査・研究と保護・保存
- 文化資産・景観を活用した地域の自主的な活動、学校教育活動での取組みの推進

○ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う人づくり

- 郷土資料の保存と気軽に歴史や文化にふれることのできる施設の整備
- 国体関連施設の整備・充実と国体開催を契機とした全国の人々との交流
- 姉妹都市、友好都市提携などによる交流の促進
- 出会い、ふれあい、交流する場、学習する場の整備、交流の機会と情報の提供
- 指導者・リーダー、ボランティアなどの人材の育成
- 緑地・公園、散策路などの整備による、気軽に自然に接する機会の増加

○このまちの将来を担う子どもたちの教育

- ふれあいを大切にする幼児教育、就学前の教育環境の整備
- 特色のある学校づくり、個性と想像力を育む質の高い教育
- 教科の学習や総合的学習の充実
- 外国語教育の充実などによる国際化時代に対応できる子どもたちを育てる教育
- 子どもたちの悩みに対応できる体制の整備
- 優れた人材を育成するための奨学金制度の充実
- 中学校と県立高等学校との連携の強化



○お年寄りも子どもも大人も安心して暮らせるまち

- 自治体病院を中心とした医療体制の確立と医療・保健・福祉各施設のネットワークづくり
- 高齢者が安心して自宅で生活できるため、住民が自発的に支援するネットワークづくり
- 家庭教育の充実、子育てボランティア、放課後児童対策事業などによる子育て支援体制の整備
- 安全で安心な飲料水の安定的な供給と下水道の整備の推進
- 自然災害や異常気象に関する情報を迅速に伝達する体制の整備
- 定住促進のための公営住宅の整備
- 携帯電話利用可能地域の拡大、テレビ・ラジオ難視聴地域の解消に向けての働きかけ

まちづくりをサポートする行財政の改革

○民間企業に負けない効率的な行政運営

- 「定員適正化計画」に基づく職員数の計画的な削減
- 課題解決や目標に向けた組織体制の整備や職員の適正配置
- 事務事業の外部（民間）委託の推進
- 行政評価システムの導入などによる行政サービスの継続的な効率化の追求
- イントラネット網の整備による情報の共有化による事務の効率化の推進
- 情報公開制度、インターネットの活用などによる開かれた行政運営



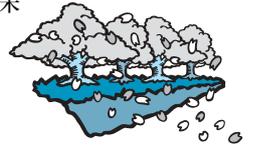
○行政サービスはより少ない費用で

- 目標設定による計画的な財務体質の改善
- 経常的・義務的に発生する経費の節減
- 建設後の維持管理費など将来の財政負担を考慮した事業の実施

観光産業を活かした北東北の「交流拠点都市」

① テン・ミリオン計画（観光客倍増計画）

1,000万観光都市、北東北の観光地ナンバーワンをめざして
田沢湖、桜並木、武家屋敷の町並みなど全国に認知されている観光資源の整備の促進
新しい観光資源の掘り起こしと旅行商品づくり
他地域の小正月行事などと連携した旅行商品の開発による冬期間の観光客の確保
国体開催を契機に地域の良さをアピール、全国からのリピーターの増加



② 北東北の観光センター

駐車・待機スペースの確保など駅前機能の充実、観光情報の発信機能の強化
自家用車利用者のためのパーキング、情報発信機能の整備
飛行機利用者のための二次アクセスの整備
新市を基点とする観光ルート、旅行商品の開発



③ 地域を守り観光を支える元気な農林業・商工業

ほ場の大区画化による農用地の集約
認定農業者など担い手の中核となる人材の増加
女性農業者グループの起業化への取り組みに対する支援
集落営農集団の育成、農作業受委託の取り組み
堆きゅう肥を活用した無農薬野菜・減農薬野菜の生産など農業と畜産との連携
「売れる米づくり」を中心とした、新しいまちの顔となるブランド農産品の確立
美しい地域空間を保全するという観点からの農地や森林の保全
個々の商店のレベルアップ
商業地の機能整備、地産地消の推進などによる地域に密着した商業の展開
付加価値の高い製品の開発・技術の習得による地場企業の育成
既存立地企業に対する工場増設や研究開発機能の移転などの働きかけ
農家民宿などの宿泊施設の充実
「いやし」をテーマにした、この地域ならではのグリーン・ツーリズムの推進
温泉に隣接する森林公園の整備などによる森林療法もできる保養地として整備
地元産農林水産物を使った料理を観光客に提供することによる地産地消の推進
農産物直売所での野菜等戦略作物の販売
工芸品の開発、農林水産物をモチーフにした観光土産品の開発

④ 「おざってたんせ」の心

接遇の研修など、もてなしの心について考え、身につける機会の提供
農家民宿、農家レストラン、農産物直売所、朝市などの整備
観光客の立場に立った、きめ細やかでタイムリーな情報提供

観光や暮らしの中で人の行き来をさかんにする交通の整備

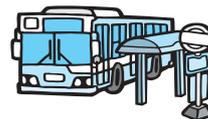
① 観光に生活に便利な道路の整備

国道46号、105号、341号の整備の促進
安心して通行できる道路幅や平坦な路面等の整備の促進
災害時、緊急時、3町村間の連絡機能を有する道路の機能強化
道路の改良舗装、除排雪業務の充実



② 空港、駅からの便利な乗り継ぎ（二次アクセス）

空港、駅からの二次アクセスの検討と整備
バス駐車・待機スペースの確保など駅前機能の充実



③ 誰もが、いつでも、気軽に移動

JR、バスの運行本数、路線維持の働きかけ
「スマイルバス」等公営バスによる住民の足の確保
地域住民の足としての乗合タクシーなど機動性等に優れた交通手段の導入の検討

合併協定項目について(その五)

前回に引き続き、これまで確認された協定項目の詳細について、皆さんにお知らせしていきたいと思えます。

【基本的項目(その三)】

地方税の取扱い(平成十五年七月二十五日第四回・平成十六年二月十七日第十回確認)

【町村民税】

納期については、角館町の例によります。

【普通徴収納期】

- ・第一期
六月一日から同月三十日まで
- ・第二期
八月一日から同月三十一日まで
- ・第三期
十月一日から同月三十一日まで
- ・第四期
十二月一日から同月二十八日まで

【税率】

- ・均等割 三千円
- ・所得割 標準税率

【法人町村民税】

均等割については、三町村に差異がないため現行のとおりとします。法人税率については、田沢湖町、西木村の例によります。
(法人税率) 十一・三%

【固定資産税】

賦課に係る土地評価額については、評価額の不均衡が見込まれるものもあり、合併後の評価換えにおいて調整を図るものとします。

【軽自動車税】

納期については、角館町、西木村の例によります。

【納期】

四月一日から同月三十日まで

【たばこ税】

【特別土地保有税】

【鉱産税】

三町村に差異がないため、現行のとおりとします。

【入湯税】

入湯税については、田沢湖町・西木村の例によります。

【税率】

入湯客一人一日 百五十円

【国民健康保険税】

国民健康保険税は、算定方式を所得割、資産割、均等割、平等割の四方式とし、税率については、できるだけ大幅な変動が生じないように調整に努め、新市の賦課時期に決定されます。納期については、六期とし最終納期を十二月二十八日とします。
(基礎課税額)

世帯主及び世帯の被保険者につ

き、算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計です。

【基礎課税額の税率・課税限度額】

医療費の動向を考慮し、平成十七年度から統一のうえ課税します。

現在の限度額は五十三万円です。

【介護納付金課税額】

国保の基礎課税額に同じです。

(介護納付金課税額の税率・限度額)

医療費の動向を考慮し、平成十七年度から統一のうえ課税します。

現在の限度額は八万円です。

(納期) 角館町の例によります。

- ・第一期
七月一日から同月三十一日まで
- ・第二期
八月一日から同月三十一日まで
- ・第三期
九月一日から同月三十日まで
- ・第四期
十月一日から同月三十一日まで
- ・第五期
十一月一日から同月三十日まで
- ・第六期
十二月一日から同月二十八日まで

【都市計画税】

現行のとおり新市に引き継ぎます。(角館町のみ対象)
新市において財政計画も含めた事

業の見直しを協議し、廃止に向けた調整を行います。

【課税客体等】

次の区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準としてその所有者に課税します。

- 一 旧角館地区全域(下川原地区を除く)
- 二 大字小勝田のうち、次の小字の

全域

鷓ノ崎、中川原、下川原、石淵

三 大字小勝田のうち、次の小字については、国道四十六号東側全部と

西側五十メートル以内の部分

間野、下村、滝の沢、小倉前

(税率) 〇・一八%

(賦課期日) 当該年度の初日の属する年の一月一日

【納税貯蓄組合】

納税貯蓄組合に係る事務費補助金については、合併時に再編することとし、奨励的補助金は、新市において廃止されます。

【事務費補助金】

西木村の例によります。

・平等割額、均等割額

【奨励的補助金】

新市において廃止されます
使用料、手数料の取扱い(平成十

六年二月二十七日第十回確認)

三町村で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとなります。

三町村で差異のある使用料及び手数料については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金のあり方を合併時に統一するよう調整されます。

各種施設等の使用料については施設の内容、建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとします。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については可能な限り統一に努めます。

【主な使用料】

町村営住宅使用料、道路占用料、公民館、体育館等使用料など

【主な手数料】

戸籍手数料、住民票手数料、印鑑証明手数料など。

公共的団体等の取扱い（平成十五年十月二十四日第七回確認）

公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合について、調整に努めます。

各町村共通の団体について

（一）三町村共通の団体は、できる

限り合併時に統合できるように調整に努めます。

（社会福祉協議会、商工会等）

（二）統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう、調整に努めます。

各町村独自の団体について

当面現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。

補助金・交付金等の取扱いについて

（平成十六年一月二十三日第九回確認）

従来からの経緯や実績を考慮しつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から、次の方針に基づき予算措置の段階で調整されます。

三町村で同一又は同種の補助金・

交付金等については、関係団体等の協力を得て、制度の統一化に向け調整されます。

独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績は、効果を考慮し、調整されます。

統廃合できる補助金・交付金等については、統廃合に向け調整されます。

納税関係事業（平成十六年二月二十七日第十回確認）

【各種事務事業の取扱い（その三）】

申告受付事務は、新市において調

整されます。

その他納税関係事務及び事業については、次の区分により調整されます。

（一）合併時までに調整するもの。

【申告受付】

新市において調整されます。

【口座振替】

角館町の例によります。

・対象税目

町（村）県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

・口座振替金融機関

指定金融機関、指定代理金融機関、

収納代理金融機関

・引落し日

〈町（村）県民税〉

六月十五日・二十五日、八月、十月、十二月の二十五日

〈固定資産税〉

五月十五日・二十五日、七月、九月、十一月の二十五日

〈軽自動車税〉

四月二十五日

〈国民健康保険税〉

七月から十二月まで毎月二十五日

【督促】

現行のとおり新市に引き継がれます。

・督促の発送

納期から二十日以内

・督促手数料 一通につき 百円

【各種証明】

現行のとおり新市に引き継がれます。（所得証明、課税証明等）

窓口業務（平成十五年九月二十六日第六回確認）

窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めます。

【各種証明書発行】

電算により処理されている住基システム、印鑑登録システムについては、合併までに調整されます。

【印鑑の登録等】

現行のとおり新市に引き継がれます。

【諸証明等の発行】

現行のとおり新市に引き継がれます。（窓口における諸証明の発行）

・戸籍謄抄本

・戸籍記載事項証明

・除籍謄抄本

・除籍記載事項証明

・改製原戸籍謄抄本

・戸籍届書記載事項証明

・届出の受理証明書

・住民票及び戸籍の附票の写しの交付

・住民基本台帳閲覧



- ・外国人登録証明
- ・身分証明
- ・印鑑登録証明

【臨時運行許可手続】

合併時に再編されます。

【外国人登録】

現行のとおり新市に引き継がれます。

（主な手続き）

- ・新規登録申請
- ・家族事項登録申請
- ・登録証引替交付申請
- ・登録証再交付申請
- ・居住地変更申請
- ・居住地以外変更申請
- ・登録の訂正申請
- ・登録確認申請
- ・原票の閉鎖
- （交付関係等）
- ・外国人登録記載事項証明書
- ・印鑑登録証
- ・印鑑登録証明書

【その他の町民サービス事務】

- 合併時に再編されます。
- ・埋葬・火葬・改葬許可
- ・火葬場使用許可
- ・郵便による証明書等請求
- ・相続税法五十八条関係事務
- ・犯歴事務

【住民基本台帳ネットワークシステム】

△

現行のとおり新市に引き継がれます。

都道府県及び市町村を電気通信回路で結び、全国規模で行うシステムのため、全国統一スケジュールで整備を進めていきます。

ごみ収集運搬業務事業（平成十六年四月十三日第三回臨時確認）

ごみ収集運搬業務事業については、事業の一元化に向け調整されます。

ごみ分別・収集については、現行のとおり新市に引き継ぐものとして、ただし、収集区域、分別方法及び収集回数については、新市一般廃棄物処理計画を策定の上、調整されます。

ごみ処理に関する諸制度については、合併時までに調整されます。

（生ごみ処理容器購入費補助等）
ごみ処理計画に関する施設については、現行のとおり新市に引き継がれます。

（ごみ処理施設）

- ・田沢湖町一般廃棄物最終処分場
- ・角館町一般廃棄物最終処分場
- ・西木村一般廃棄物最終処分場
- ・環境対策事業（平成十六年四月十三日第三回臨時確認）

環境対策事務及び事業については、再編に向けて次の区分により調整されます。

（一）現行のとおり新市に引き継がれるもの。

（二）新市において調整されるもの。
環境保全に推進については、新市において新たな基本計画が策定されます。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用されます。

（環境美化事業等）

合併後に再編されます。
・クリーンアップ活動等

（河川等水質検査）

現行のとおり新市に引き継ぎます。具体的な検査方法、内容については新市の環境計画によりります。

（不法投棄ごみ防止等）

合併時に統合されます。
・不法投棄パトロール等
（特定施設各種届出等）

現行のとおり新市に引き継がれます。

（環境に関する計画等）

新市において新たに「地球温暖化対策実行計画」「環境づくり計画」を策定します。新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用します。

第17回 合併協議会

10月22日(金)

午後1時30分から

西木村 クリオン

合併協議会は、どなたでも傍聴できます。皆さんの傍聴をお待ちしています。

事務局より

協議会だより第十号を発行しました。来年三月の合併まであと六か月を切りました。

新市建設計画素案等の重要案件も協議会に提案され、協議が重ねられています。合併協議会では、皆様からの、ご意見等も、お待ちしております。どんどんお寄せください。

編集・発行／田沢湖・角館・西木合併協議会

〒014-0592 秋田県仙北郡西木村上荒井字古堀田47
TEL 0187-52-5930 FAX 0187-52-5934
HP <http://www.hana.or.jp/~gappei/>
e-mail gappei@hana.or.jp